

町営住宅入居者募集要項

募集住宅	1 棟（木造 1 階建） 街なか町営住宅十日町住宅 E 棟（金山町大字金山 2109-94）																																						
間取り	居間 6 帖、子供室 6 帖、寝室 6 帖、台所 8 帖、浴室、トイレ洗面脱衣所 押入れ、車庫ガスコンロ、FF 型ガス風呂給湯器設置済 ペット同居不可																																						
家賃	<p>町営住宅は、計算した[*]収入月額（月額所得金額）によって家賃が決定します。</p> <table border="1" data-bbox="352 741 1442 1317"> <thead> <tr> <th rowspan="2">入居者の[*]収入月額</th> <th>金額</th> <th rowspan="2">区分</th> </tr> <tr> <th>十日町住宅 E 棟</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～104,000</td> <td>30,400</td> <td rowspan="4">本来階層</td> </tr> <tr> <td>104,001～123,000</td> <td>35,100</td> </tr> <tr> <td>123,001～139,000</td> <td>40,200</td> </tr> <tr> <td>139,001～158,000</td> <td>45,300</td> </tr> <tr> <td>158,001～186,000</td> <td>51,800</td> <td rowspan="3">裁量階層</td> </tr> <tr> <td>186,001～214,000</td> <td>59,700</td> </tr> <tr> <td>214,001～259,000</td> <td>69,900</td> </tr> </tbody> </table> <p>[*]収入月額は、入居予定者全員の年間総所得額の合計から公営住宅法に規定する控除額（下記の表のとおり）を控除し、12で割った額です。 なお、家賃算定をご希望される場合は、お気軽にご相談下さい。</p> <table border="1" data-bbox="352 1529 1442 1821"> <thead> <tr> <th>控除の種類</th> <th>控除額</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同居親族等控除</td> <td>1 人につき 38 万円</td> <td>本人を除く同居親族及び遠隔地扶養親族</td> </tr> <tr> <td>老人控除対象配偶者控除・老人扶養控除</td> <td>1 人につき 10 万円</td> <td>70 歳以上の控除対象配偶者・扶養親族</td> </tr> <tr> <td>特定扶養親族控除</td> <td>1 人につき 25 万円</td> <td>扶養親族のうち年齢 16 歳以上 23 歳未満の人（配偶者を除く）</td> </tr> <tr> <td>障害者控除（特別障害者控除）</td> <td>1 人につき 27 万円 (40 万円)</td> <td>本人及び扶養親族のうち、障害者手帳等の交付がされている者（本人及び扶養親族のうち、重度の障がいのある者）</td> </tr> <tr> <td>寡婦（寡夫）控除</td> <td>1 人につき 27 万円</td> <td>所得税法上寡婦又は寡夫控除に該当する者</td> </tr> </tbody> </table>	入居者の [*] 収入月額	金額	区分	十日町住宅 E 棟	～104,000	30,400	本来階層	104,001～123,000	35,100	123,001～139,000	40,200	139,001～158,000	45,300	158,001～186,000	51,800	裁量階層	186,001～214,000	59,700	214,001～259,000	69,900	控除の種類	控除額	内容	同居親族等控除	1 人につき 38 万円	本人を除く同居親族及び遠隔地扶養親族	老人控除対象配偶者控除・老人扶養控除	1 人につき 10 万円	70 歳以上の控除対象配偶者・扶養親族	特定扶養親族控除	1 人につき 25 万円	扶養親族のうち年齢 16 歳以上 23 歳未満の人（配偶者を除く）	障害者控除（特別障害者控除）	1 人につき 27 万円 (40 万円)	本人及び扶養親族のうち、障害者手帳等の交付がされている者（本人及び扶養親族のうち、重度の障がいのある者）	寡婦（寡夫）控除	1 人につき 27 万円	所得税法上寡婦又は寡夫控除に該当する者
入居者の [*] 収入月額	金額		区分																																				
	十日町住宅 E 棟																																						
～104,000	30,400	本来階層																																					
104,001～123,000	35,100																																						
123,001～139,000	40,200																																						
139,001～158,000	45,300																																						
158,001～186,000	51,800	裁量階層																																					
186,001～214,000	59,700																																						
214,001～259,000	69,900																																						
控除の種類	控除額	内容																																					
同居親族等控除	1 人につき 38 万円	本人を除く同居親族及び遠隔地扶養親族																																					
老人控除対象配偶者控除・老人扶養控除	1 人につき 10 万円	70 歳以上の控除対象配偶者・扶養親族																																					
特定扶養親族控除	1 人につき 25 万円	扶養親族のうち年齢 16 歳以上 23 歳未満の人（配偶者を除く）																																					
障害者控除（特別障害者控除）	1 人につき 27 万円 (40 万円)	本人及び扶養親族のうち、障害者手帳等の交付がされている者（本人及び扶養親族のうち、重度の障がいのある者）																																					
寡婦（寡夫）控除	1 人につき 27 万円	所得税法上寡婦又は寡夫控除に該当する者																																					
入居時期	申込日から概ね 2 週間以内																																						
その他	駐車場利用料：1,000 円																																						

－ 申 し 込 み 手 続 き に つ い て －

入居申込資格	<p>①同居しようとする親族があること。</p> <p>②所得月額（※）が15万8千円（裁量階層対象者は25万9千円）以下の方 ※所得月額とは、入居者及び同居者の過去1年間の所得金額の合計から、公営住宅法施行令で定める額を控除し、12で割った額をいいます。</p> <p>③現に住宅に困窮していることが明らかなこと。 ※申込者、又は同居親族名義の持家（共有名義を含む。）がある方は除く。</p> <p>④入居申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でないこと。</p> <p>⑤市町村民税等の滞納がないこと。</p>
申込受付期間	<p>随 時（平成30年2月28日まで）</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">※先着順により申し込みを受け付け、入居者を決定いたします。</p> <p>（受付は、土・日曜や祝日など役場の休日を除かせていただきます。）</p>
申込受付時間	午前8時30分～午後5時15分
申 込 書 類	<p>①入居申込書（環境整備課備付け）</p> <p>②住民票謄本 申込者及び同居者の全員分</p> <p>③過去1年間の所得を証する書類 申込者及び同居者全員分（児童・生徒は除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得のある方・・・所得証明書 ※公的年金等も所得とみなされます。 ・所得がない方・・・非課税証明書 <p>※過去1年間の所得はないが、現在所得がある方は、給与支払（見込）証明書を提出ください。</p> <p>④公金収納状況確認書（環境整備課備付け） ※申込時に、金山町に住所がない場合 住民票を置いている市町村窓口にて、納税証明書を取得ください。</p> <p>⑤その他（該当する方） 身体障がい者手帳の写し・婚姻届受理証明書等</p>
審 査 方 法	入居者選考委員会にて、入居の資格を有しているかの審査を行い、入居決定いたします。
審査結果の通知	<p>応募者に文書で通知いたします。※申し込みから概ね2週間以内。</p> <p>なお、入居決定者は、敷金の納入と町営住宅使用請書の受理後に、入居許可書が発行され、正式に入居することができます。</p>
申込・問合せ先	環境整備課 管理係 TEL52-2111（内線272）